

CSR 再考 : CSR はカメレオン？

著者	向山 敦夫
雑誌名	国際学研究
巻	6
号	2
ページ	47-56
発行年	2017-03-30
URL	http://hdl.handle.net/10236/00025585

CSR 再考

——CSR はカメレオン?——

向山 敦夫*

Re-examination of CSR

Atsuo MUKOYAMA

要旨：本稿の目的は、CSR をめぐるさまざまな議論に耳を傾けながら、現代における CSR 概念について再考することである。伝統的な規範的 CSR 論は後退し、ステイクホルダー理論や CSV と結びつきながら戦略的な CSR の理解が推し進められている。情報開示の領域では SRI や ESG 投資を背景として、統合報告が提唱されている。

Abstract :

The purpose of this paper is to re-examine the concept of Corporate Social Responsibility by listening to various discussions on CSR. Traditional normative CSR has been decreasing. In place of normative CSR strategic CSR has been developing by connecting with Stakeholders Theory and Creating Shared Value. In the area of disclosure Integrated Reporting has been proposed on the background of SRI and ESG Investment.

キーワード：CSR、CSV、トリプルボトムライン、ESG 投資

I. はじめに

CSR (Corporate Social Responsibility) は企業行動の一部として現代企業に受け入れられているようにみえる。また、市民権を得た言葉として新聞紙上でも目にする機会が増えている。本稿では、改めて CSR について考えたい。

わが国では近江商人の経営哲学である「三方よし」に CSR の原点が見いだされているが、最初にいわゆる「企業の社会的責任論」が盛り上がったのは 1970 年代である。わが国では公害問題をきっかけとしていた当時の「企業の社会的責任論」は、公害、企業の買い占めや売り惜しみなどの反社会的・反倫理的行為に対して、企業批判的に企業と社会の関係を問い直し、社会における企

業の在り方を（規範的に）議論する場を提供した。その後、2度のオイルショックを経た 1980 年代にはサッチャリズムやレーガノミクスに象徴される規制緩和・市場システム重視への揺り戻しを経験しつつ、議論は踊り場の状況を迎えた。改めて企業活動の負の影響力の重大さをわれわれに認識させたのは、1990 年前後に相次いだ海外での深刻な環境事故や地球温暖化に代表される環境問題であり、1990 年代は世界的な地球環境問題の時代を迎えた。今なお地球環境問題への対応は、重要な CSR の柱と位置づけられる。また、企業不祥事が世界的に問題となった時期とも重なり、コーポレート・ガバナンスの視点が CSR と関連づけて議論されることもある。かつての「企業の社会的責任論」に対して、近年の CSR

*大阪市立大学大学院経営学研究科教授

は法律の範囲を超えた領域に、企業価値向上や環境リスク（社会リスク）軽減といった経済的価値を誘因として、企業の自発性にもとづきながら対応していくことを要請するという違いが見いだせる。

既に一応の歴史を有している CSR ではあるものの、企業のどのような行為を CSR と呼ぶのか、CSR を企業経営上どのように位置づけるのかは必ずしも明らかではない。それに関連して、CSR 概念は曖昧だと主張されることがある。その原因として、「責任（responsibility）」が CSR 概念に誤解を生じさせやすい言葉であること、企業と社会の関係は相対的¹⁾かつ複雑であることが考えられる。また、CSR にはある種の胡散臭さがつきまとうと主張されることがある。その原因として、CSR を論じる場合には、企業利益や企業の戦略的意図との関係が問われていること、CSR（とくに、CSR の制度化）をめぐる政治的な利害関係が存在することがあげられるであろう。

本稿の目的は、CSR をめぐるさまざまな議論に耳を傾けながら、現代における CSR 概念について再考することである。その際には、CSR につきまとう曖昧さや胡散臭さについても検討することになる。

II. CSR 概念の曖昧さの根拠

ところで、CSR に対して曖昧さを感じるのはなぜだろうか。CSR は時代によって変化するカメレオン概念だという指摘もある²⁾。ここではその根拠について考えてみたい。

1. 責任（responsibility）の概念

株式会社が社会的に認知されて以来、最も法的に保護されてきたステイクホルダーは資金提供者

である株主（ないしは、債権者）である。資金提供関係にはないステイクホルダーである従業員や消費者、環境という事象は商法（会社法）の直接の対象ではなく、時代の変化とともに問題が表面化し、法律の保護の対象となり、拡張・整備されてきたといえよう。CSR が「その定義上、法的責任がつきたところから始まるものであり、経営者の裁量の問題と考えられてきたもの」（神作、2005、91 頁）であるとするれば、法規制が包括する範囲が拡張するにしたがって、それ以前であれば CSR と位置づけられたであろう行為が、企業にとっては当然の責務に変質する。とくに、従業員や環境に関する事項は、CSR の柱を構成する領域である。CSR は基本的に自発的な行為であり、法規制がなされる以前であれば CSR として位置づけられていたであろう内容は、法規制の範囲に取り入れられることになるため、その境界は相対的なものになりやすい。

結局、CSR は「社会に対する責任を自覚した企業の自発的な行為」と解釈せざるをえないが、「責任」の理解が混乱を招いていると考えられる。「responsibility」を英英辞典で引くと、

・ Oxford Learner's Dictionaries

“a duty to deal with or take care of somebody/something, so that you may be blamed if something goes wrong”

・ Longman Online Dictionary

“a duty to be in charge of someone or something, so that you make decisions and can be blamed if something bad happens”

ともに義務・責務（duty）であるとし、それがうまくいかない場合には責めを負う（be blamed）ことになる。CSR の前提である「自発性」と「責めを負う」はイメージが合致していない。

1) 企業の側と社会の側でどちらがより権限（power）をもつかによって企業と社会の関係の理解が異なる。これに関連する概念が正統性（legitimacy）である。社会の側の価値観に企業が合わせると理解する場合には社会が「主」で企業が「従」の関係であり、社会やそれを構成するステイクホルダーの立場が強く、それに企業が適応していかなければならないのであれば、企業は自らの正統性を何らかの形で表明していく必要がある。一方、企業が主導的に社会の価値観に影響を及ぼすと理解する場合、企業が「主」で社会が「従」の関係であり、CSR は企業の戦略的意図や操作の手段と考えられる。しかしながら、両者の関係は、経済的パフォーマンス、不祥事の発生等で主従はすぐに入れ替わる状況依存の関係だといえよう。その意味で「相対的」である。

2) Gond and Moon（2012）を参照。そこでは、各論者による CSR の定義、年代による CSR 概念の関心の推移が議論されている。

どのような内容にせよ、自発的な取組であるはずの CSR が法律によって義務化されてしまうとコスト負担増となるため、企業の立場からは義務化は避けたい。企業責任を追求する立場からみれば、企業の自発性に委ねられた CSR は企業の言い訳やより重大な事象の隠匿やカモフラージュの手段でしかない。一方、企業利益（株主利益）を中心に考える立場からみれば、CSR は株主利益を毀損するものであるとされてきた。後に詳しく述べるが、その代表的論者がミルトン・フリードマン（Friedman, M.）である。しかしながら、この利益との対立構造としての CSR の理解は大きく変容してきている。

CSR は基本的には企業の自発性に委ねられてはいるが、もはや経営者の自発性や裁量性のみでは説明できず、ステイクホルダーや市場の要請により、企業の持続可能性や長期的な存続のためには避けられない要素であると、先見的な企業経営者を中心に認識されつつある。CSR は企業価値向上に直接的に貢献しないかもしれないが、それを実施していない場合には深刻なリスク要因になり得る（あるいは、実施することによってリスクを軽減することができる）。

2. 企業利益との関係

前述のように、CSR を実施する場合、企業にとって短期的にはコスト負担増となるため、常に企業利益との関係が問われることになる。周知のように、フリードマンは新自由主義を唱え、CSR に対して批判的な立場を取っている。

フリードマンによれば、「企業経営者の使命は株主利益の最大化であり、それ以外の社会的責任を引き受ける傾向が強まることほど、自由社会にとって危険なことではない。これは、自由社会の土台を根底から揺るがす現象であり、社会的責任は自由を破壊するものである」（フリードマン、2008、249 頁）。さらに、「企業は株主の道具であり、企業の最終所有者は株主である。もしも企業が何か寄付をしたら、その行為は、株主が自分の資金の使いみちを決める自由を奪うことになる。（中略）寄付をするのは、自由社会で財産を最終的に所有している個人であるべきだ」（フリード

マン、2008、252 頁）と指摘している。初版が 1962 年刊行であることを考えればやむを得ない面があるが、フリードマンにしたがえば、社会の基本的ルールを守った上で、株主価値の最大化を図ることが企業経営者の社会的責任である。ある意味、非常に分かりやすい CSR 否定論ではある。しかしながら、見方を変えれば、長期的に株主の利益につながるのであれば、たとえば、ワーク・ライフ・バランスも地域への寄付も（これらを CSR と位置づけるとすれば）問題はない。さらに、企業にとっての環境対応は、既に社会の基本的ルールに組み込まれている。

フリードマンの理解は、CSR と企業利益の関係をトレードオフととらえ、CSR への対応が短期的には企業利益（株主利益）を毀損するという前提に立っている。少なくとも、近年主流になりつつある CSR の理解は、企業利益（とくに長期的利益）との関係に対立的にはとらえず、Win-Win 関係でとらえている。

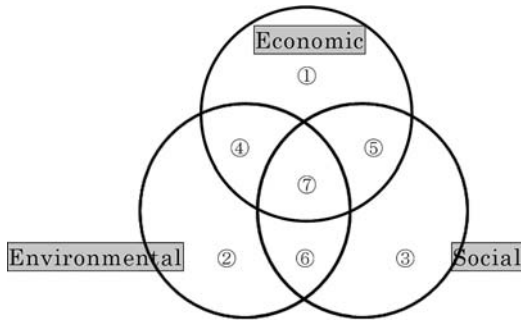
3. トリプルボトムラインの意味

CSR に対する関心は高まりを見せているが、何を CSR と呼ぶか、具体的な CSR の内容は何かについて合意が形成されているわけではない。CSR の内容は多様であり、包括的である。後述する GRI ガイドラインや IR フレームワークにおいて重要性（materiality）の原則が取り上げられており、経営者がそれぞれの状況に合わせて開示内容を選択することを要請しているのは、各企業によって重要（material）と認識されている CSR の内容が異なっていることを物語っている。

CSR や持続可能性（sustainability）を象徴する典型的な概念がトリプルボトムラインである。周知のように、経済的なパフォーマンスである従来のシングルボトムラインではなく、経済（Economic）・環境（Environmental）・社会（Social）の 3 つのボトムラインからなるトリプルボトムラインの発想は GRI ガイドラインに採用され、GRI は具体的な業績指標である KPI を提示している。図表 1 は GRI ガイドラインにも示されているトリプルボトムラインのイメージ図である。

3 つのボトムラインについて十分なパフォーマンス

図表1 トリプルボトムラインのイメージ



ンスを達成している場合は問題ないが（3つの円の交わりの部分⑦）、環境面でのパフォーマンスには優れているが、他の2つには問題がある企業（②）、経済面でのパフォーマンスに優れ、環境面でも責任を果たしているが、社会（従業員関係）には問題がある企業（④）、経済面でのパフォーマンスは良好で、ワーク・ライフ・バランスが充実した女性に優しい企業であるが、環境対応では不十分な企業（⑤）などをどのように評価するかという課題が残る。そこではCSR（GRIガイドラインにおいては持続可能性）を構成する各要素のバランスが問われており、定量化するには困難性に直面する。それはESG情報と呼び変えても同様であり、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）も多岐にわたる内容を包摂しており、情報作成者の立場からはESG要因の中の何を選択して情報とするか、評価する立場からはESGの要因の何を評価するかを決定する必要がある。

重要性の原則の対極として、企業間比較のためにはある程度の共通性や統一性が求められ、情報開示にも基準やガイドラインが必要になる。それらをめぐる政治的な駆け引きがおこなわれているが、基準やガイドラインに委ねるのであれば、それらの基準やガイドラインは誰が制定するのか、さらに、そもそも非財務的な要因をいかに測定（定量化）し、統計的分析に耐える形にデータベース化できるかなど、いくつもの課題を抱えることになる。

Ⅲ. CSRと親和性のある諸概念の検討

企業活動の何をCSRととらえるかは難しい

が、CSRはさまざまな領域に関連づけられて議論されている。たとえば、CSRは社会的責任研究のフレームワークとして、下記の諸領域において議論が展開されている（McAlister, Ferrell and Ferrell, 2005）。

- ・ステイクホルダー関係の戦略的マネジメント
- ・法的規制と政治的関心
- ・ビジネス倫理
- ・コーポレート・ガバナンス
- ・対消費者関係とコミュニティ関係
- ・対従業員関係
- ・環境問題
- ・技術問題
- ・戦略的フィランソロフィー
- ・社会的監査

ここではステイクホルダー理論（ステイクホルダー・アプローチ）とCSR情報開示について検討したい。

1. ステイクホルダー理論（ステイクホルダー・アプローチ）

株式会社において最も重要視される主体である株主は資金の委託-受託関係を基礎として法制度上整備され、会計制度は最終的に株主に帰属する利益を算定・表示してきた。企業と社会との関係を論じる場合、社会を構成する人々を株主以外の関係者にまでいかに広げるかが問題であった。たとえば、ドイツ（旧西ドイツ）では企業成果として経営成果（Betriebsertag）や創造価値（付加価値）（Wertschöpfung）が提唱された。これらは新たな価値の生成をとらえ、主として、資本によって経営に参加している人と労働によって経営に参加している人の間で、その貢献に応じて成果を適正に分配することを指向する概念である。その結果として、両概念は伝統的利益概念を拡張することになる。ただし、経済的な付加価値の分配に関与できる関係者は限定的であり、借入資本提供者ですら対象とするかしないかの議論がおこなわれている。

社会を構成するメンバーは、企業を取り巻く利害関係者（interested parties）と呼ばれてきた。ここでは単に利害の関係性があるという程度の意味

しか付与されなかったが、規範的に CSR を論じる考え方に通じるものがある。しかしながら、ただ「利と害」の関係のある利害関係者ではなく、“stockholders”を意識した“stakeholders”として議論されるのには、企業と社会の関係を論じるときに、より積極的にステイクホルダーを定義し、彼らとの良好な関係性を構築し、マネジメントしていくという発想があり、それがステイクホルダー・アプローチだと言える。

したがって、誰をステイクホルダーとするか、いかにして株主を超えるかの論拠が必要となる。換言すれば、ステイクホルダーをどのように定義するかが問われることになる。代表的論者である Freeman は、「企業目的の達成に影響を与えることのできる、もしくは企業目的の達成によって影響を受けるグループ」³⁾と考えている。通常想定される利害関係者（狭義のステイクホルダー）は、株主、債権者、従業員、消費者、取引先、政府等であるが、企業目的の達成に影響を与えうるグループと広く考えるならば、上記に加えて、地域社会、市民団体、環境保護団体（あるいは、地球環境そのもの）、政府機関（規制主体）、競争企業等もステイクホルダーに含まれることになる。企業の持続可能性や長期的な存続のために、これらのステイクホルダーとの関係を効果的かつ戦略的に実践していくことがステイクホルダー理論を前提として議論すべき内容となる⁴⁾。

ステイクホルダーとの良好な関係を構築していくための戦略的な手段として、CSR には新たな機能が期待されることになる。対話（dialog）や CSR 情報開示はそのための有効な手段となりうる。

2. CSR 情報開示

1970 年代に企業と社会の関係が問われ始めて以降、企業が開示する情報は多様化してきた。わが国の場合、それは環境会計ならびに環境報告書

から出発し、CSR 報告書や持続可能性報告書へと展開してきた。

環境省（当時環境庁）が環境会計に関する初めてのガイドラインである「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン（中間取りまとめ）」を公表したのは 1999 年 3 月である。その後、環境会計ガイドラインは数次にわたって改正され、それに平行して環境報告書ガイドラインが公表されている。環境会計は企業が負担している環境コストと環境パフォーマンス（貨幣評価と物量評価）を捕捉するシステムであり、環境報告書は環境会計を包摂しながら記述的な情報をまとめたものである。環境はトリプルボトムラインの柱の一つでもあるが、多くの企業ではさらに拡張されて CSR や持続可能性の視点から企業活動をまとめる報告書が作成され、Web 開示されている。

わが国のみならず、各国企業が持続可能性報告書を作成する際に GRI ガイドラインを参照しており、グローバルなデファクトスタンダードとして機能している。GRI (Global Reporting Initiative) は CERES (Coalition for Environmentally Responsible Economies) と UNEP (国連環境計画) によって 1997 年に共同設立された非営利組織である。マルチステイクホルダーの立場から、これまで G 1 (2000 年)・G 2 (2002 年)・G 3 (2006 年)・G 3.1 (2011 年)・G 4 (2013 年) のガイドラインを公表・改正してきている。G 4 は「一般標準開示項目」と「特定標準開示項目」からなり、「一般標準開示項目」では組織に関する一般的かつ標準的な事項（組織のプロフィールやガバナンス構造）の提供を求めている。「特定標準開示項目」では経済・環境・社会のトリプルボトムラインのそれぞれについて、中核 (core) と包括的 (comprehensive) の準拠性 (in accordance) の 2 つのレベルを設定して、計 91 項目の多様な KPI (Key Performance Indicators) を提示している。図表 2 は「特定標準開示項目」の内容であ

3) Mitchell, Agle and Wood (1997) p.46. ただし、引用ページは Gond and Moon, ed. (2012) による。

4) 株主を超えた多様なステイクホルダーと企業との関係が双方向の矢印によって結ばれるステイクホルダー観がたびたび図示されるが、財務会計に利害調整機能が指摘されるように、ステイクホルダー間のコンフリクトをいかに解消するかは視点が必要であろう。また、ステイクホルダーとしての株主をとってみても、長期保有の個人株主、デイトレーディングの株主、機関投資家、外国人株主等一応ではない。

図表 2 GRI ガイドライン (G 4) における「特定標準開示項目」

カテゴリー	経済 (9)	環境 (34)		
側面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的パフォーマンス ・ 地域での存在感 ・ 間接的な経済影響 ・ 調達慣行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料 ・ エネルギー ・ 水 ・ 生物多様性 ・ 大気への排出 ・ 排水および廃棄物 ・ 製品およびサービス ・ コンプライアンス ・ 輸送・移動 ・ 環境全般 ・ サプライヤーの環境評価 ・ 環境に関する苦情処理制度 		
カテゴリー	社会			
サブカテゴリー	労働慣行と ディーセント・ワーク (16)	人権 (12)	社会 (11)	製品責任 (9)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用 ・ 労使関係 ・ 労働安全衛生 ・ 研修および教育 ・ 多様性と機会均等 ・ 男女同一報酬 ・ サプライヤーの労働慣行評価 ・ 労働慣行に関する苦情処理制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資 ・ 被差別 ・ 結社の自由と団体交渉 ・ 児童労働 ・ 強制労働 ・ 保安慣行 ・ 先住民の権利 ・ 人権評価 ・ サプライヤーの人権評価 ・ 人権に関する苦情処理制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティ ・ 腐敗防止 ・ 公共政策 ・ 反競争的行為 ・ コンプライアンス ・ サプライヤーの社会への影響評価 ・ 社会への影響に関する苦情処理制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顧客の安全衛生 ・ 製品およびサービスのラベリング ・ マーケティング・コミュニケーション ・ 顧客プライバシー ・ コンプライアンス

(出所) GRI (2013) p.44.『翻訳書』43頁。なお、カテゴリー・サブカテゴリーの()内の数値は、示されている KPI の数である。

る。

近年注目されるのは、財務情報と非財務情報を統合する統合報告 (integrated reporting) の動きである。統合報告は、企業の経済的パフォーマンスをあらゆる伝統的な財務情報と、主として環境的・社会的パフォーマンスをあらゆる非財務情報との「統合」を要請するものである。このような非財務情報を組み込んだ報告体系としての統合報告が提案されている背景として、企業価値創造プロセスへの非財務的要因の潜在的な影響力が認識され、とくに中長期的な視点での投資意思決定情報としての非財務情報の有用性に関心が高まったことがあげられる。

統合報告の推進に重要な役割を果たしているのが IIRC (International Integrated Reporting Council: 国際統合報告評議会) であり、IIRC は 2013

年 12 月に「国際統合報告フレームワーク」(IR フレームワーク) を公表した⁵⁾。統合報告は説明対象を財務資本提供者に置いていることから、投資意思決定に有用な非財務情報を収容することになる。統合報告への傾倒により従来の CSR 報告書や持続可能性報告書の掲載内容がどのように変化するのか、さらには CSR 報告書や持続可能性報告書が統合報告に一本化されるのか、それとも並立するのかなど、わが国企業の CSR 情報開示行動に変化はみられるのかが注目されるところである。

IV. CSR を超えて

統合報告がめざすものは金融の安定化とサステナビリティの達成であり、金融危機の再来を防止し、投資家の行き過ぎた短期的思考に警鐘を鳴ら

5) 「IR フレームワーク」を公表した IIRC は、A4S (Accounting for Sustainability) と GRI によって 2010 年に共同設立された組織である。なお、A4S はイギリスのチャールズ皇太子によって 2004 年に創設されたプロジェクトである。A4S の目的は、「A4S はビジネス、資本市場、政府、規制当局、教育界などの金融業界全般からのシニアリーダーを招集し、弾力性のあるビジネスモデルと持続可能な経済に向けた基本的な転換を促す行動を鼓舞する」とあり、とくに会計とファイナンスの各界の持続可能社会への転換を促すことを目指している。

し、機関投資家に（ひいては経営者に）中長期的な経営を意識させる啓蒙的な効果である。同様の視角は、モラル・キャピタリズム（Moral Capitalism）⁶⁾やコンシャス・キャピタリズム（conscious capitalism）⁷⁾にも見られるところである。

CSR の新たな展開として、ここでは CSV、CSR の制度化の動き、SRI（あるいは ESG 投資）の3点について検討したい。

1. CSR と CSV

Porter and Kramer (2006) は従来の義務や倫理、レピュテーションのための CSR を否定し、企業は競争環境下において自らの競争優位に結びつく社会問題と、企業のバリューチェーンに関係する一部の社会問題にこそ戦略的に対応していくべきであるとして戦略的 CSR 観を主張した。さらに、Porter and Kramer (2011) では戦略的 CSR 観を展開し、「社会のニーズや難問に取り組むことによって社会的価値を創造する方法で、経済的価値を創造するという原則」(Porter and Kramer, 2011, p.64) である CSV (Creating Shared Value : 共有価値の創出) を提唱した。これは社会的なニーズを追求することによって社会的価値を生みだし、その社会的価値の追求が経済的価値の実現を達成するという発想である。

CSV は CSR に受動的に取り組む企業に対して、能動的に CSR に取り組む根拠を提示したという点で大きな意義を有している。実際に CSV を標榜して社会的な問題の解決に取り組む企業があらわれつつある。CSV は啓蒙的な企業の説得ないし誘導の論理として用いられるには効果的な概念といえよう。しかしながら、「CSV によって、あらゆる社会的問題が解決されるわけではない」(Porter and Kramer, 2011, p.77) と彼ら自身も

述べているように、CSV は社会的問題の解決のために適用可能な政策的な概念ではない。

2. CSR の制度化傾向

CSR は倫理から戦略の方向に大きく舵を切ったが、一方で、制度的枠組みを与えられ、法規制による義務化ではないものの企業の裁量性のみには委ねられない現象がみられる。ここではそれを「制度化」と呼んでおく。

EU における個別企業の次元を超えた政策としての CSR の導入が注目される。2000 年の欧州理事会において「より良い職業をより多く創出し、社会的連帯を強化しつつ、持続可能な経済成長を達成しうる、世界中で最も競争力がありダイナミックな知識経済」をめざす目標が採択されたが、COM (2002) 347 ではその手段としての CSR に政策的に取り組むことが示された。さらに、COM (2011) 681 において新たな CSR の定義が表明された。そこでは「所有主/株主、それ以外のステイクホルダー及び社会全体にとって、CSV の創造を極大化」することが示されている。外部不経済化した社会的問題の解決に必要な社会的コスト負担を政府に求めるのは、「大きな政府」を強いることになる。民間企業の資源・人材・技術を活用することで社会的問題の解決が期待できる。そこで市場メカニズムにしたがいつつ CSV の発想により CSR の促進を図り、社会的コストを内部化した上で経済的利益の実現が見込まれる特定の社会的問題に対して企業自らが対応するように誘導することは政策上も有効である。すなわち、EU においては政府機能を代替するための CSR の導入が指向されているとみることができる (藤井、2005)。これを法律にもとづくハード・ロー (Hard Law) ではなく、「原則として法的

6) モラル・キャピタリズム (道義的資本主義) はブルート・キャピタリズム (Brute Capitalism : 獣欲的資本主義) と対比させながら、経済人コー円卓会議のヤング (2005) によって理想主義的・道徳的な資本主義が提唱されている。ただし、単に理想論のみではなく、「成功したビジネスから得られた智慧をも取り込んでいる」(ヤング、2005、3頁)。

7) コンシャス・キャピタリズムとは、「あらゆるステークホルダーにとっての幸せと、金銭、知性、物質、環境、社会、文化、情緒、道徳、あるいは精神的な意味でのあらゆる種類の価値を同時に創り出すような、進化を続けるビジネスパラダイム」(マッキー/シソーディア、2014、42-3頁) をさす。彼らは CSV にも触れており、SVC (Shared Value Capitalism) は情緒的、精神的な動機づけを欠いており、小手先の調整に近いと述べている (マッキー/シソーディア、2014、365頁)。

拘束力はもたないが、しかしながら実践的な効果を有し得る、行動に係るルール」(神作、2005、92頁)として、何らかの形で企業に対して法規制と同様の効果をもつ、いわゆるソフト・ロー(Soft Law)としてのCSRの理解が示されている。EU内でのCSR推進を目的として、2002年にはEUマルチステイクホルダー・フォーラムが設置されている。

巧妙であるのは、EU自らガイドラインを策定するのではなく、複数のガイドラインを提示するにとどまっている点である。示されているガイドラインは、①OECD多国籍企業ガイドライン、②国連グローバル・コンパクト⁸⁾、③ISO 26000、④多国籍企業及び社会政策に関する原則 ILO三者宣言、⑤GRIガイドラインである。

ISO 26000は2010年11月に発行したSR(Social Responsibility)の国際規格である。ISO 9000ファミリー(品質管理)やISO 14000ファミリー(環境マネジメント)と同様、工業製品ではない社会的責任にまでISOによる規格化が及んでいる。ただし、前二者との違いは独立した機関による認証システムの形を採用していない点である。

社会的責任原則として、以下の7原則があげられている。

- (1) 説明責任(Accountability)
- (2) 透明性(Transparency)
- (3) 倫理的な行動(Ethical behavior)
- (4) ステイクホルダーの利害の尊重

- (5) 法の支配の尊重
- (6) 国際行動規範の尊重
- (7) 人権の尊重

また、具体的な中心課題として、以下の7項目が取り上げられている。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| (1) 組織統治 | (2) 人権 |
| (3) 労働慣行 | (4) 環境 |
| (5) 公正な事業慣行 | (6) 消費者課題 |
| (7) コミュニティへの参画及びコミュニティの発展 | |

ISO 26000の基本姿勢はステイクホルダーとの間でのエンゲージメントであり、上記の社会的責任原則をみても明らかのように、SRに関する情報開示を通じた内外とのコミュニケーションが重視されている。

3. SRI(あるいはESG投資)

近年CSRに対する関心が高まっている背景として、資本市場におけるCSRを含む非財務情報の有用性への着目があげられる。企業への影響力という点では資本市場からのプレッシャーが最も強く、統合報告もまず財務資本提供者を動かすことから始めている。

SRI(Socially Responsible Investment:社会的責任投資)はその歴史からみても道徳的・倫理的な性格を想起させるため、ESG投資という概念が広がりつつある。ヨーロッパに比較してわが国の市場規模は非常に小さいが、今後のESG投資の

8) 周知のように、国連グローバル・コンパクトは1999年にアナン事務総長(当時)が提唱した10の原則からなる(原則10は2004年に追加)。あくまで自主的イニシアティブであり、遵守を表明した企業は報告書をインターネットで公表しなければならない。そこにCSR情報開示との接点がある。ただし、その効果について評価は分かれる。

・人権

原則1:企業は国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重すべきである。

原則2:自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。

・労働基準

原則3:企業は組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持すべきである。

原則4:あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持すべきである。

原則5:児童労働の実効的な廃止を支持すべきである。

原則6:雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。

・環境

原則7:企業は環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持すべきである。

原則8:環境に関するより大きな責任を率先して引き受けるべきである。

原則9:環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。

・腐敗防止

原則10:企業は強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。

展開上注目されるのが、世界最大の機関投資家とも呼ばれる年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、2015年9月に国連責任投資原則（UNPRI）に署名したことである。国連責任投資原則とは、

- (1) 私たちは、投資分析と意思決定のプロセスに ESG 課題を組み込みます。
- (2) 私たちは、活動的な所有者となり、所有方針と所有習慣に ESG 問題を組み込みます。
- (3) 私たちは、投資対象の企業に対して ESG 課題についての適切な開示を求めます。
- (4) 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるよう働きかけを行います。
- (5) 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します。
- (6) 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。

の6つの原則からなる。

紙幅の都合上詳細に検討することはできないが、GPIF が運用受託機関に対して（あるいは、自ら）投資意思決定にどのような ESG 課題を組み入れ、投資対象である企業のどのような ESG 問題に着目し、どのような情報を要請していくのかは明らかではない。これらは今後の検討課題である。

V. おわりに

本稿では、CSR をさまざまな角度から検討した。伝統的な規範的 CSR 論は後退し、ステイクホルダー理論や CSV と結びつきながら戦略的な CSR の理解が推し進められている。また、SRI や ESG 投資を背景として、情報開示の領域でも統合報告が提唱されている。企業を取り巻く資本市場・製品市場・労働市場のうち、最も影響力が強いのは資本市場であろう。資本市場が動けば CSR も動く。

「CSR に積極的に取り組んでいる企業群がより利益を生み出す」と「利益を生んでいる企業群が CSR をよりおこなっている」のどちらの仮説が正しいかは実証研究の成果を待つほかはないが、現実には CSR を実践している企業と実践してい

ない企業が併存している。市場が CSR を実践している企業を選好し、実践していない企業を淘汰する機能を果たすとすれば、社会政策としての CSR は機能する。残念ながら、自発性を前提とした議論からそれは期待できないかもしれない。

最後に、障がい者雇用率が法律によって定められているという点で特徴的な障がい者雇用ならばに障がい者雇用情報開示に注目し、CSR としての障がい者雇用を例にして、若干の問題提起をおこなって本稿を結びたい。

障害者雇用促進法は、障がい者の職業生活における自立を進めることを目的として昭和35年に成立し（当時は身体障害者雇用促進法）、平成28年現在、民間企業（50人以上規模の企業）には全従業員の2.0%、国・地方公共団体・特殊法人等には2.3%、都道府県等の教育委員会には2.2%の障がい者を雇用する義務を課している。100人を超える従業員を抱える事業者でこの雇用率を未達成な場合、障がい者雇用納付金として不足1人につき月額50,000円を納付しなければならない。逆に、雇用率を超えて障害者を雇用している場合は、その超えて雇用している障害者数に応じて1人につき月額27,000円の障害者雇用調整金が支給される。

各企業は毎年6月1日現在の雇用状況を厚生労働省に報告する義務があり、その集計結果が公表されている。厚生労働省が公表するところによれば、平成28年現在、民間企業での実際の障がい者雇用率は1.92%で、前年比で0.04ポイント上昇し、法定雇用率を達成している企業の割合は48.8%で、前年比で1.6ポイント上昇している。しかしながら、逆に考えると、民間企業の半数以上は法定雇用率を未達成だということがわかる。企業規模別にその詳細をみると、法定雇用率達成企業の割合は、1,000人以上の企業が58.9%と最も高く、300~500人未満が44.8%と最も低い。また、未達成企業のうち1人だけ雇用が足りないという企業が66.4%あるが、障がい者を1人も雇用していない企業が法定雇用率未達成企業に占める割合は、58.9%にのぼっている。これは上記の納付金を支払うコストと障がい者を雇用するコストとの比較の結果である。

障がい者雇用に関して集計結果は公表されるが、個別企業での達成度は公表されず、不明のままである。CSR 報告書で自発的に開示している企業もあるが、その開示状況は法定雇用率の達成度を物語っている。情報開示としては、

- (1) 法定雇用率を達成しているという情報開示
- (2) 法定雇用率を達成していないという情報開示
- (3) 法定雇用率の達成・未達成の記載がない（たとえば、「努力していきます」型）

があるが、(3) は未達成であることの代弁である。このような現状をいかに考えるべきであろうか。雇用率の法定化と情報開示の自発性のアンバランスについての議論が必要ではないかと思われる。

参考文献

- Commission of the European Communities (2002) *Communication from the Commission concerning Corporate Social Responsibility: A business contribution to Sustainable Development*.
- European Commission (2011) *Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions (A renewed EU strategy 2011-14 for Corporate Social Responsibility)*.
- Global Reporting Initiative (2013) *Sustainability Reporting Guidelines (G4)*, Amsterdam, GRI.
- Gond, J. -P, and Moon, J. (2012) "Introduction - Corporate social responsibility in retrospect and prospect -" 1-28 (Gond, J.-P, and Moon, J. ed (2012) *Corporate Social Responsibility (Volume I)*, Routledge.)
- IIRC (2013), *The International <IR> Framework*, IIRC.
- McAlister, D. T., Ferrell, O. O. and Ferrell, L. (2005) *Business and Society - A Strategic Approach to Social Responsibility -*, Houghton Mifflin Company.
- Mitchell, R. K., Agle, B. R. and Wood, D. J. (1997) "Toward a Theory of Stakeholder Identification and Salience - Defining the principle of who and what really counts -," *Academy of Management Review*, 22: 4, 853-86 (Gond, J.-P, and Moon, J. ed (2012) *Corporate Social Responsibility (Volume II)*, Routledge.)
- Porter, M. E. and Kramer, M. R. (2011), "Creating Shared Value," *Harvard Business Review*, January-February, 63-77.
- ジョン・マッキー／ラジェンドラ・シソーディア (鈴木立哉訳) (2014) 『世界でいちばん大切にしたい会社-コンシャス・カンパニー-』 翔泳社。
- ステイーブン・B・ヤング (経済人コー円卓会議日本委員会・原不二子監訳) (2005) 『CSR 経営-モラル・キャピタリズム-』 生産性出版
- デービッド・ボーゲル (小松由紀子／村上美智子／田村勝省訳) 『企業の社会的責任 (CSR) の徹底研究-利益追求と美徳のバランス その事例による検証-』 一灯舎。
- ミルトン・フリードマン (村井章子訳) (2008) 『資本主義と自由』 日経 BP 社。
- 吾郷真一 (2007) 『労働 CSR 入門』 講談社現代新書。
- 稲上 毅・連合総合生活開発研究所編 (2007) 『労働 CSR-労使コミュニケーションの現状と課題-』 NTT 出版。
- 奥村 宏 (2006) 『株式会社に社会的責任はあるか』 岩波書店。
- 加藤敬太・金井一頼 (2009) 「経営戦略論におけるステークホルダー・アプローチの可能性」『大阪大学経済学』 第 59 巻第 2 号、63-77 頁。
- 神作裕之 (2005) 「企業の社会的責任：そのソフト・ロー化？ EU の現状」『ソフトロー研究』 第 2 号、91-112 頁。
- 神山秀樹 (2008) 「企業の社会的責任をめぐる規範形成 - 日本経団連の企業行動憲章や OECD の多国籍企業行動指針を例として -」 (藤田友敬編 『ソフトローの基礎理論』 有斐閣) 153-165 頁。
- 谷本寛治編著 (2004) 『CSR 経営-企業の社会的責任とステイクホルダー-』 中央経済社。
- 藤井敏彦 (2005) 『ヨーロッパの CSR と日本の CSR』 日科技連出版社。
- 向山敦夫 (2003) 『社会環境会計論-社会と地球環境への会計アプローチ-』 白桃書房。
- 向山敦夫 (2012) 「CSR の戦略的理解と社会環境情報開示-経済的価値と社会的価値のバランス-」『会計』 第 182 巻第 3 号、31-45 頁。
- 向山敦夫 (2015 a) 「統合報告と CSR 情報開示との位置関係」『会計』 第 187 巻第 1 号、83-96 頁。
- 向山敦夫 (2015 b) 『『国際統合報告フレームワーク』の論点と経営分析への影響』『年報経営分析研究』 第 31 号、54-62 頁。